

はじめに

このたび、関係者のご努力によって専修大学法学研究所紀要三二号『民事法の諸問題Ⅺ』が刊行の運びとなりました。本年度をもって、長い間本学法学部の研究・教育の発展に力を注いでこられた榮澤幸二教授（日本政治思想史）、小田中聰樹教授（刑事訴訟法）、加藤忠彦教授（英語）、仲井斌教授（国際政治）の四名の方が定年で退職されることになりました。本書の刊行に当たり、まずなによりも、四名の先生方に対してこれまでの御尽力に心より感謝の意を表させていただきます。また、本書刊行のために玉稿をお寄せいただいた民事法の方々、そして編集作業の労をとっていただいた事務局の皆さんに厚く御礼を申し上げる次第です。

さて、大学をとりまく状況は、現在、大きく変わりつつあります。本学においては、一昨年度法務研究科（法科大学院）が設置され、今年三月に卒業する数十名の大学院生が五月に行われる最初の新司法試験に挑戦しようとしています。法学部から法科大学院に移籍した教員を始めとして、多くの教員が学部教育とともに法科大学院の教育に携わっています。これらの教員を中心に、新司法試験を中心とする新しい法曹養成制度のなかで法科大学院における教育をどのように作りあげていくのか、また、それとの関係で法学部や法学研究科の今後のあり方をどのように考えていくべきかについて、真剣な模索が始まっています。法学部においては、この四月から政治学科が発足することとなり、法学科との連携のもとで、さらなる学部の発展に向けた取組みが開始されるようになっています。

法科大学院を含む司法制度改革の評価をめぐることは、現在さまざまな議論が見られるところですが、客観的

な評価が可能になるためには、なおしばらくの時間を待たなければならぬでしょう。それまでの間、私たちにできることは、法科大学院にせよ、学部になせよ、法学研究科にせよ、与えられた条件のもとで、より良い教育と研究の発展をめざしてできるだけだけの努力を傾けることだと思えます。

司法制度改革は、ここ一〇年ほどの間わが国で進められてきた一連の改革の一環をなすものですが、昨年終わりごろから、この改革路線にも一定の陰りが見え始めています。社会に大きな衝撃を与えた耐震強度偽装事件、大店法廃止による市街地空洞化問題の深刻化、行き過ぎた規制緩和によるタクシー業界の壊滅的状况、そして今年に入ってからライブドア事件の劇的な展開、等々。昨年度の本紀要の序文のなかで、新山雄三前研究所長は、十分な検討のないままやみくもに進められつつある昨今の改革・改正の動きに対する「やり場のない憤り」を表明されています。その心情には私も強い共感を覚えるところですが、商法学者の同教授が、改革・改正の動きが日本国憲法にまで迫っていることに対して強い危惧の念を表明されたのに引き続き、今年度は、公法（行政法）専攻者である私が、ライブドア問題とのかかわりで近年の相次ぐ商法改正による規制緩和の問題に触れざるをえないというのも、皮肉なめぐりあわせですが、わが国における改革路線がはらむ問題の一端を示すものといえるかもしれません。

行政法の分野についていえば、九〇年代の行政手続法・情報公開法の制定、そして今世紀に入ってからからの行政事件訴訟法の改正に見られるように、言葉の本来の意味での改革という要素を（一定の限界をもちながらも）伴った注目すべき法改正がされてきたことも、否定できない事実です。こうした積極的側面を伴いながらも、右に例示したような重大な否定的現象を現出させているところにこそ、現在の改革路線の本質を読み取ることが可能であると私は思っています。最近よく改革の「光と影」という表現を目にしますが、これまでの改革に

つきまとうこのような両義性も含めて、現在の改革路線が国民にとつていかなる意味をもつものであるかを解明することこそ、私たちが、それぞれの専門分野に足場をおきながら冷静に追求しなければならぬ課題ということになると思います。

右の課題は、限られた専門分野の枠内のみで対処しうる問題でないことはいうまでもありません。それは、公法、私法、刑事法、基礎法の各分野を網羅する法学全体はもとよりのこと、政治学、経済学を含めた社会科学全体、さらには、哲学・思想、歴史学、人類学を始めとする人文諸科学とも協力しながら、トータルな角度から取り組むことによつて初めて解明しうる大きなテーマということになるでしょう。本研究所における研究活動とその成果としての本紀要への研究成果の公表が、このテーマの解明にいささかでも貢献しうることを願つてやみません。

二〇〇六年一月末日

専修大学法学研究所長

晴山一穂